EU個人情報規制、備え怠るな

国境を越える個人情報の移転について、日本と欧州連合（EU）の政府協議が２０１８年にもまとまる見通しになった。

EU域内で事業をする日本企業に朗報だが、EUの規制への備え怠るべきではない。企業の経営層は個人情報保護に対するEU側の理念を理解し、情報の取扱に細心の注意を払う必要がある。

EUの行政府にあたる欧州委員会は情報の域外持ち出しを原則、禁じている。例外はスイス、カナダ、イスラエルなど情報保護の体制が十分な水準に達していると、欧州委が認定した国と地域だ。

日本の個人情報保護法は政府部門を規制の対象外にしている。これが主な障害になり、EU側は日本を認定してこなかった。だが双方の経済界の要請もあって両政府は合意へ向けた協議を今春から加速させていた。

日本政府の個人情報保護委員会は５月施行の改正法にもとづき、EUを念頭に日本からの情報移転に必要な相手国の条件を好評した。独立した保護機関による必要な執行体制の確保など５点だ。

EU側は日本の認定を優先させる考えを示している。互いに情報を移転しても差し支えないと認める環境が整いつつある。EU域内に子会社や現地法人を持つ日本企業は、日EU間の情報のやり取りが原則、自由になる見通しだ。現地で雇った従業員の属性、EUの顧客一覧などがそれにあたる。

事業の妨げ担っていた重しが外れる効果は大きいが、欧州委が未認定の国・地域へのEUから情報移転を認めないのは不変だ。

欧州委は違反企業にEU共通の制裁金を科す、額はその企業の世界での年間売上高の４％か二千万ユーロの高い方を上限とする。違反企業は多額の損失をかぶるばかりか、経営者が株主代表訴訟を起こされる可能性がある。

EUの憲法である基本権憲章は個人情報の保護を基本的人権に定める。その理解なしに、この問題に対処しようとするのは、経営への危険性があまりにも大きい。